

専門職大学院認証評価
(ビューティビジネス分野)
自己点検・報告書

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

平成 30 年 9 月 30 日

はじめに

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下、「当機構」）は、一般社団法人ビューティビジネス評価機構として設立され（2011年2月18日）、発展的な事業展開にともなって、2014年9月24日に一般社団法人専門職高等教育質保証機構と改名しました。

当機構は、次のような目的で活動しています。

- ◆ 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
- ◆ 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
- ◆ 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

この目的を達成するために、ビューティビジネス専門職大学院評価部門、専門学校評価部門、および専門職大学評価部門を置き、専門職高等教育に関する次の事業を行ってきました。

- 一 教育研究および実践に関する第三者評価
- 二 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
- 三 実践・教育研究に関する情報収集および研究、普及啓発活動等
- 四 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

当機構では、ビューティビジネス分野の専門職大学院認証評価の2サイクル目を終えた平成30年3月から約半年間、この認証評価における「評価基準」「評価方法」「実施状況」「組織および運営状況」について自己点検を行い、ここに報告書としてとりまとめました。

平成30年9月

一般社団法人専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

目次

1. 評価基準について.....	1
2. 評価方法について.....	6
3. 認証評価の実施状況.....	14
4. 組織および運営の状況.....	19

報告書文中の記載について

- の見出し以降の段落は、主に、「経緯」「実績」「事実」を示しています。
- の見出し以降の段落は、主に、自己点検の方法や結果を示しています。

1. 評価基準について

平成15年に改正された学校教育法により、高度専門職業人養成に特化して、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院の制度が創設されました。各専門職大学院は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の維持向上を積極的に図るために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

● 設立当初から現在に至るまでのビューティビジネス評価基準の経緯

当機構は、ビューティビジネス専門職大学院の教育研究、組織運営ならびに施設設備等（以下「教育研究活動等」）の状況に関する評価を業とする「ビューティビジネス評価機構」として、平成23年2月に設立されました。設立後、「ビューティビジネス大学院認証評価委員会」を組織し、平成23年7月にビューティビジネス大学院『評価基準要綱』¹を策定し、評価の目的・性格、評価基準および評価方法を示しました。このうち評価基準は、専門職大学院設置基準の規定内容を踏まえて設定されており、次の六つから構成されています。

- 基準1 目的および入学者選抜
- 基準2 教育課程
- 基準3 学習成果
- 基準4 教職員組織等
- 基準5 学習環境
- 基準6 教育の質の改善・向上

各基準には、ビューティビジネス大学院の教育研究活動等が評価基準に適合している旨の認定をする際に、ビューティビジネス大学院の目的に照らして教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容を記載し、基準ごとに、その内容に基づいて教育研究活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設定しました。評価を受ける専門職大学院には、すべての基本的な観点到に係る状況について自己評価することが求められ、当機構においては、自己評価の結果を受けて、基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点があるか、などの評価を行っています。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行っています。

評価を実施するにあたっては、ビューティビジネス大学院の個性や特徴が十分に発揮できるように、大学院が有する「目的」を踏まえて行われることが重要

¹ 資料1-1 評価基準要綱（平成24年度における第1回認証評価実施時）

であると考えました。したがって、六つの基準および基準ごとの基本的な観点の多くは、大学院が自ら定めた「目的」を踏まえつつ評価が行われることを前提として、それが可能となるような構成・内容に留意しました。

この評価基準要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、大学院が自己評価を行うにあたっての『自己評価実施要項』²や、当機構の評価担当者が評価を行うにあたって用いる『評価実施手引書』³を作成しました。

以上に示した評価基準等を用いて、平成 24 年度に、ハリウッド大学院大学の認証評価を実施しました（以下、「第 1 期」の認証評価）。

その後、第 1 期認証評価の結果を点検・評価し、諸方面からの意見も踏まえて、平成 28 年 7 月に、評価基準を六つから次の八つに変更し、同時に、『評価基準要綱』⁴『自己評価実施要項』⁵『評価実施手引書』⁶を改訂しました。

- 基準 1 目的および入学者選抜
- 基準 2 教育課程
- 基準 3 学修成果
- 基準 4 教職員組織等
- 基準 5 学修環境
- 基準 6 教育の内部質保証システム
- 基準 7 財政基盤および管理運営
- 基準 8 教育情報等の公表

これらの基準を適用して、平成 29 年度に、ハリウッド大学院大学の 2 回目の認証評価を実施しました（以下、「第 2 期」の認証評価）。

この評価結果は平成 30 年 3 月に公開され、現在は、その結果を踏まえた点検・評価を行っているところです。

以下、認証評価実施後に行った自己点検の内容について、第 1 期終了後と第 2 期終了後に分けて記述します。

² 資料 1-2 自己評価実施要項（平成 24 年度における第 1 回認証評価実施時）

³ 資料 1-3 評価実施手引書（平成 24 年度における第 1 回認証評価実施時）

⁴ 資料 1-4 評価基準要綱（平成 29 年度における第 2 回認証評価実施時）

⁵ 資料 1-5 自己評価実施要項（平成 29 年度における第 2 回認証評価実施時）

⁶ 資料 1-6 評価実施手引書（平成 29 年度における第 2 回認証評価実施時）

○ 第1期後の自己点検活動の概要

第1期の認証評価実施後、「評価基準」「評価方法」等の適切性を点検するために、次のような活動を進めました。

・ハリウッド大学院大学認証評価結果のフォローアップ

第1期の認証評価結果報告書（平成25年3月）で指摘した主な改善を要する点（下記）の改善対応がなされているかについて、平成25年度および平成26年度において、ハリウッド大学院大学と意見交換を行い、改善状況を確認しました。

1. 入学定員の充足に努めること
2. 大学院の目的に沿ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明文化し、公表すること
3. 単位の実質化に向けて具体的に取り組むこと。
4. 教員及び職員の採用基準や昇格基準等について明確に定めたものがないため、これに関する規程を整備し、教職員に周知徹底すること。
5. 図書・資料とも系統的に収集・整理し、一層の利活用を図ること。
6. 修了生や就職先等の関係者からの組織的な意見聴取を行うこと。
7. 教育研究等の状況について自己点検・評価を体系的かつ組織的に行い、その結果を社会に対し広く公表すること。
8. スタッフ・ディベロップメントを大学として実施すること

ハリウッド大学院大学の改善活動⁷と当機構によるそのフォローアップの結果、同大学は、平成26年度認証評価（日本高等教育評価機構による機関別評価）で適合認定を受けました。

・ハリウッド大学院大学に対する教育研修活動

ハリウッド大学院大学の教職員会議などで、高等教育の質保証に関する国際的な動向、専門職大学院の認証評価状況などをテーマとした説明・討論を行う研修会を数回実施しました。回を経るごとに、質保証に対する教職員の認識の高まりが感じられ、このような研修活動の有効性を確認しました。

・ビューティビジネス分野の質保証機関としての活動

ビューティビジネス分野の質保証機関としての継続的な活動を行うために、同分野で行われる各種イベント・会議等（ビューティビジネス学会、ビューティショー、ハリウッド大学院大学が受託した事業の委員会等）に毎年参加しています。また、美容サロン、エステサロン、ネイルサロン等の訪問

⁷ 資料1-7 主な改善を要する点に対する対応状況
平成26年度認証評価（日本高等教育評価機構による機関別評価）実施時の自己評価書から抜粋

(認証評価制度の周知も兼ねて)と意見聴取も行っています。

- ・質保証機関関係者への意見聴取(定期的・日常的)
認証評価機関連絡協議会や、他の認証評価機関との日常的な交流の場において意見を聴取しています。

○ 第1期後の自己点検活動に基づくアクションとしての評価基準改定

第1期認証評価終了後、約3年を経て、第2期認証評価の実施に向けて、平成28年度当初より、上記活動によって得た意見のとりまとめを行い、第1期の実施によって明らかになった課題、その後のビューティビジネス分野を取り巻く環境の変化を踏まえ、評価基準の改善・見直しを行いました。

その結果、基本的な観点について改める点はないものの、学校運営や情報公開等、従来、基準1～基準5の中で評価していた内容を独立させ、新たに、基準7および基準8を設けました(前項)⁸。

また、第2期においては、第1期の認証評価で指摘した「主な改善を要する点」について、改善の取組状況およびその成果について「改善状況説明書」の提出を求め、その改善状況についても評価しました。

○ 第2期後の自己点検活動

第2期認証評価が終了後、現在(平成30年9月)までの約半年間においても、すでに第1期後と同様の自己点検活動を行っています。

この半年間においても、ハリウッド大学院大学を訪問し、教職員との面談や授業の視察などを通じた自己点検活動を行ってきました。教職員からは、すでに第3期認証評価に向けた活動を行っているなど、質保証活動に対する意欲の高まりを感じることができました。また、授業の視察からは、学生の学習意欲の高まりや積極的な学習態度が感じられました。これらのことから、認証評価基準の設定およびその後の改定が、よい方向に働いたのではないかと評価しています。

しかしながら、ビューティビジネスをめぐる経営環境はめまぐるしく変化しており、専門職大学院としてその変化に対応した学校運営を行うことは恒久的な課題であるとの認識をもち、そのような学校の認証評価機関として、日常的な点検・改善を行うべきであると考えています。

⁸ 資料1-8 変更届(第2回認証評価実施に伴う:平成29年1月25日付)

※1の「根拠となる資料・データ」一覧

- 資料1-1 評価基準要綱（平成24年度における第1回認証評価実施時）
- 資料1-2 自己評価実施要項（同上）
- 資料1-3 評価実施手引書（同上）
- 資料1-4 評価基準要綱（平成29年度における第2回認証評価実施時）
- 資料1-5 自己評価実施要項（同上）
- 資料1-6 評価実施手引書（同上）
- 資料1-7 主な改善を要する点に対する対応状況
平成26年度認証評価（日本高等教育評価機構による機関別評価）
実施時の自己評価書から抜粋
- 資料1-8 変更届（第2回認証評価実施に伴う：平成29年1月25日付）

2. 評価方法について

● 認証評価の「実施体制」

評価の実施にあたっては、ビューティビジネス大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに民間企業の関係者等から構成されるビューティビジネス大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」）を設置しています。

評価委員会委員は、当機構理事会の議を経て決定しています。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定しています。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

当機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について研修を実施しています。機構においては、このように研修を受けた評価委員会委員が評価を実施しています。

○ 評価委員会の組織に関する点検

第1期においては、大学の機関別評価委員として実績のある2名（西村委員長、長友委員）、ビューティビジネス業界関係者3名（うち、吉井委員および福島委員は共益団体役員、長尾委員は化粧品会社経営者）、合計5名からなる評価委員会を組織しました⁹。また、第1期では、意見申立に対応して、学識経験者2名（田中委員、齊藤委員）と高等教育行政経験者1名（田添委員）、合計3名からなる審査会を組織しました¹⁰。

いずれの委員についても、初めての専門職大学院認証評価にも関わらず、それぞれの立場から熱心に取り組まれた結果、充実した内容の認証評価結果が得られました。学識経験者・大学関係者だけでなく、業界の関係者を含めたことが、専門職大学院の評価に大きく貢献したと自己評価しています。

⁹ 資料2-1 評価委員会・審査会名簿（平成24年度における第1回認証評価実施時）

¹⁰ 資料2-1 評価委員会・審査会名簿（平成24年度における第1回認証評価実施時）

第2期は、第1期で委員を務めた長友委員、福島委員については継続して就任を依頼しました¹¹が、西村委員、吉井委員、長尾委員については、それぞれの事情により退任されたことを受け、3名の委員を補充しました。第1期に比べて評価基準が増えたことに対応して、よりバランスの取れた構成にすることや、外国人留学生の増加に対応する必要性を考慮して人選を進めました。

まず、退任された長尾委員は評価委員中唯一の経営者であったことから、同様に、美容サロンの経営者である佐藤友彦氏に就任を依頼しました。佐藤氏は、当機構が中心になって平成27年度に実施した美容分野の専修学校第三者評価試行事業において評価委員を務めた経験を活かせることを期待しました。

次に、国際通用性について判断できる人材として、ハリウッド大学院大学の第1期修了生で、母国である中国に帰って活躍されている張芳茵氏に就任を依頼しました。

最後に、新しく独立させた「基準7 財政基盤および管理運営」について重点的な判断を可能とするため、学校運営や法律の専門家である酒井伸夫氏に就任を依頼しました。

以上3氏とも評価委員就任を快諾され、第1期で評価委員を務めた長友委員、福島委員を含めた5名体制（長友氏が委員長）で第2期の認証評価を実施しました。

第2期の認証評価は、第1期の経験者も含めることによって、また、受審する側も2回目であることもあって、スケジュール通りに評価プロセスを踏むことができ、また、対象大学院からの意見申立もなかったことから、平成30年2月には評価報告書の内容が固まるほどスムーズに進めることができました。5名の評価委員の資質も含め、洗練された評価実施体制を整えられたと自己評価しています。

○ 評価委員研修に関する点検

当機構では、就任が決まった評価委員に対して「評価委員研修」を行っています。第1期、第2期とも、書面調査を始める前の8月に評価委員を集め、認証評価の考え方や意義を説明するオリジナル資料に加え、「ビューティビジネス認証評価 評価基準要綱」「同 自己評価実施要項」「同 評価実施手引書」などを資料として配布し、代表理事自ら講師を務めて研修を行いました。

¹¹ 資料2-3 評価委員就任依頼（例）（平成29年度における第2回認証評価実施時）

第1回、第2回とも、認証評価終了後に各評価委員に聴取したところ、研修で身に付けた概念が、評価プロセスのどの段階でも思い出され、公正・中立で安定的な作業を可能にしたとのご意見をいただきました。このことから、評価者研修のあり方や内容について問題はなく、評価委員の共通理解が得られるものであったと評価しています。

第2期の評価委員研修（平成29年8月下旬実施¹²）に向けては、「評価者倫理規定」¹³を文書化することに加え、研修資料を、専門職大学院の存在意義や認証評価の必要性などの概念を身に付けることを目的とした「評価者研修資料・本編」¹⁴と、書面調査以降の評価プロセスにおける具体的な作業手順の説明するための「評価者研修資料・実務編」¹⁵に標準化し、研修を行いました。

● 認証評価の「実施方法」

当機構が実施する認証評価では、対象大学院における自己評価の状況を踏まえて、基準ごとに、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにしています。基準を満たしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組や成果が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行っています。

基準のすべてを満たしている場合に、大学院が当機構の評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、全体として評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

以上の評価は、次に示すプロセスを通じて実施しています。

1. 書面調査および訪問調査

書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、大学院から提出された自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。

訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）を取りまとめています。

¹² 資料2-4 評価委員研修のお知らせ（平成29年度における第2回認証評価実施時）

¹³ 資料2-5 評価者倫理規定（平成29年度における第2回認証評価実施時）

¹⁴ 資料2-6 評価者研修資料・本編（平成29年度における第2回認証評価実施時）

¹⁵ 資料2-7 評価者研修資料・実務編（平成29年度における第2回認証評価実施時）

2. 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、大学院における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に『意見申立審査会（以下、「審査会」）』を設け、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

3. 評価結果の公表

評価結果は、認証評価結果報告書（以下、「評価報告書」）として公表しています。評価報告書は、対象大学院およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<http://qaphe.com>）への掲載等により、広く社会に公表しています。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学院から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除きます。）を機構のウェブサイトに掲載しています。

○ 書面調査以降のプロセスに関する点検

書面調査～訪問調査～認証評価報告書（案）の作成～意見申立～審査と認証評価結果の確定～認証評価報告書の公表といったプロセスは、ピア・レビューによる評価を方針とした要綱に合致するものであり、大学等においてすでに実施されている機関別認証評価と同様のものです。第1期、第2期ともこのプロセスを確実に踏み（第2期において、意見申立がなかったため、審査会は開催する必要がありませんでした）、要綱に定めた目標を達成するものであったと自己評価しています。

特に、第2期の評価を行うに先立って、書面調査～訪問調査のプロセスを標準化・効率化する目的で、一つのファイルで対象大学院の

- ・自己評価書の内容
- ・書面調査の結果、
- ・訪問調査における確認事項
- ・訪問調査の結果

を管理できる「認証評価ワークシート A 表 B 表」¹⁶を開発しました。このワークシートを開発した狙いは、

- ・評価委員が一つのファイルを使って情報共有することを可能にすること、
- ・訪問調査において学校責任者との面談で確認すべき事項（A 表に記載）と、学校責任者には伝えず、訪問調査において一般教職員や学生、修了生にダイレクトに確認すべき事項（B 表に記載）に分けて情報を管理し、
- ・そのことによって、訪問調査に先立って対象大学院に伝達する情報を効率的に整理すること

など、認証評価全体における評価委員、事務局の事務処理量を減らすというものでした。

実際、各評価委員は一人ひとりワークシートに評価・分析を記述し、それを集めて事務局のほうで整理し、一つのワークシートにまとめ、A 表と B 表に分けて管理・共有する作業は効率的に進めることができました。

訪問調査に先立って、対象校に提示する確認事項は、訪問調査の 1 か月以上前（第 1 期のときは 28 日前）に通知することができました。したがって、訪問調査に向けた対象校の準備も余裕を持って可能となり、その結果、訪問調査もスムーズに行うことができました。

第 2 期の認証評価終了後、この方式は、具体的な形で書面調査の結果を記述できる点が非常によいというのが評価委員の一致した意見でした。欠点としては、印刷アウトプットが多くなることが挙げられますが、第 2 期の評価プロセスの検証を行って、このワークシート方式の長所を活かし、欠点を是正する検討を行って、第 3 期以降の認証評価に備えたいと考えています。

● 認証評価の「実施時期とスケジュール」

評価を希望する大学院には、評価の実施を希望する前年度の 12 月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することを求めています。ビューティビジネス大学院は、開設後 5 年以内に初回の評価を受け、以降は 5 年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとしています。

大学院から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。

¹⁶ 資料 2-8 認証評価ワークシート A 表 B 表（ひな形）（平成 29 年度における第 2 回認証評価実施時）

評価申請年度 12 月末 1～2 月	評価の申請受付締切 対象大学院の自己評価担当者等に対する研修の 実施
評価実施年度 8 月末 9 月～ 12 月末 1 月末 3 月上旬	対象大学院から自己評価書の提出締切 書面調査および訪問調査の実施 評価結果を確定する前に対象大学院に通知 対象大学院からの意見申立ての受付締切 評価結果の確定、公表

○ 実施時期とスケジュールに関する点検

詳細は本書「3 認証評価の実施状況」に記述していますが、第1期については、多少遅れがちではありましたが、おおむね上記スケジュール通りに進めることができたと評価しています。第2期においては、各プロセスを上記スケジュールよりむしろ早めに進めることができました。そのことは、評価プロセスに何か不足があるという意味ではなく、評価委員研修の効果やワークシート方式の導入効果があったと評価しています。

● 認証評価の「情報公開」

当機構は、社会と大学院の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供しています。

当機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「情報公開法」により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、大学院から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、情報公開法に基づき当該大学院と協議します。

○ 情報公開に関する点検

当機構の現在のホームページ <http://qaphe.com/> は 2016 年 12 月 1 日に開設した(旧ホームページ <http://qaphe.jp/> から移行)もので、第2期の評価基準、

評価方法に始まり、評価結果まで、すべての情報を公開しており¹⁷、情報公開を徹底しているという意味で問題ないと認識しています。

また、当機構は、第1期、第2期ともに、評価結果の概要を、英語、中国語、韓国語に翻訳した文書を作成・公開しています。このことは、高い国際通用性が求められるビューティビジネス大学院の認証評価機関として、特長の一つであると評価しています。

○ 認証評価に関するその他の事項の点検

「評価基準要綱」では、前項までの項目に加え、「認証評価に係る費用手数料」「追評価」等について規定を設けています。前者については、他の専門職大学院認証評価と同水準の手数料を定め、第1期、第2期ともに滞りなく入金され、評価の実施のために費消しました。また、「追評価」については、評価基準要綱において、「評価基準を満たしていないと判断された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる」ことを規定しましたが、ハリウッド大学院大学の認証評価においては、第1期、第2期とも該当する事項はありません。

¹⁷ 資料2-9 評価方法や評価結果を公開するウェブページのキャプチャ

※2の「根拠となる資料・データ」一覧

- 資料2-1 評価委員会・審査会名簿
(平成24年度における第1回認証評価実施時)
- 資料2-2 評価委員会名簿 (平成29年度における第2回認証評価実施時)
平成29年度における第2回認証評価では、対象大学院からの意見申立がなかったため、審査会は組織していません。
- 資料2-3 評価委員就任依頼(例)(同上)
- 資料2-4 評価委員研修のお知らせ(同上)
- 資料2-5 評価者倫理規定(同上)
- 資料2-6 評価者研修資料・本編(同上)
- 資料2-7 評価者研修資料・実務編(同上)
- 資料2-8 認証評価ワークシートA表B表(ひな形)
- 資料2-9 評価方法や評価結果を公開するウェブページのキャプチャ

3. 認証評価の実施状況

平成30年9月現在、当機構は、ビューティビジネス分野の専門職大学院認証評価を2回実施しています。

3-1 平成24年度における第1回認証評価 (対象：ハリウッド大学院大学ビューティビジネス研究科)

● 第1回認証評価の経緯

平成24年度に実施した第1回認証評価の経緯を次に示します。

平成23年7月1日	ビューティビジネス専門職大学院評価基準の決定(第1回評価委員会にて)
平成24年7月31日	対象大学院(ハリウッド大学院大学)に対し、代表理事名により「認証評価の受審について」発出
平成24年8月10日	対象大学院から受審申し込み提出
平成24年8月31日	評価委員研修の実施
平成24年9月28日	対象大学院から自己評価書等提出。書面調査開始
平成24年11月9日	対象大学院に対し、評価委員長名で「訪問調査について」発出 事務局長名で「訪問調査における留意事項」発出
平成24年12月7日	訪問調査実施
平成25年1月4日	対象大学院に対し、評価結果(案)通知
平成25年1月30日	対象大学院から意見の申立
平成25年2月15日	意見申立審査会開催
平成25年3月22日	評価委員会開催(評価結果確定)
平成25年3月29日	「認証評価結果報告書」対象大学院に通知、文部科学大臣に報告

○ 書面調査以降のプロセスの点検

書面調査は、対象大学院から自己評価書¹⁸および根拠となる資料・データ(以下、「自己評価書等」)が提出された直後、平成24年9月末から約1か月間行われました。その作業は、評価委員ごとに自己評価書等の内容を分析し、その結果を認証評価シート¹⁹に記述するもので、評価委員全員が滞りなく実施していました。その後、認証評価シートの内容を評価委員長がとりまとめ、平成24年11月9日に、訪問調査において学校責任者に対して確認すべき事項を「訪問調査の際貴大学院に確認したい事項²⁰」として通知していました。また、一方で、

¹⁸ 資料3-1-1 対象大学院提出「自己評価書」

¹⁹ 各評価委員が観点ごとに、「1. 観点ごとの分析状況」、「2. 自由メモ欄」、「3. 大学への確認事項」などを記述したり、基準ごとに「優れた点」や「改善を要する点」などを記述したりするシート

²⁰ 資料3-1-2 訪問調査の際貴大学院に確認したい事項

学校責任者に対して確認する事項だけでなく、一般教職員、在学生等に対して質問する事項を含めて「訪問調査における面談での調査事項²¹⁾」としてまとめ、評価委員の間で共有を図りました。

対象校からは、「訪問調査の際貴大学院に確認したい事項」を訪問調査の4週間前に受け取ったことで、訪問調査に向けた資料を滞りなく準備できたとの意見を得ました。

訪問調査は、「訪問調査スケジュール²²⁾」表を作成して、あらかじめ対象大学院および評価委員で共有していたため、平成24年12月7日に滞りなく実施しました。

訪問調査終了後、評価委員の間で「評価基準を満たしている」とすべきか否かで議論を重ねた結果、平成25年1月4日に「対象大学院に示した評価結果(案)²³⁾」においては、ビューティビジネス評価基準を満たしていない旨を記述しました。

この評価結果(案)に対して、平成25年1月30日、対象大学院から意見申立があり、これを受けて、平成25年2月15日「審査会」を開催しました。ここでも「評価基準を満たしている」か否かを中心とした議論を行いましたが、平成25年3月22日に評価委員会を開催し、審査会での議論も踏まえた検討を加えた結果、最終的には、基準ごとおよび全体として、「ビューティビジネス大学院評価基準を満たしている」との結論を示した「認証評価結果報告書²⁴⁾」が承認され、平成25年3月29日に対象大学院に通知し、かつ、ホームページを通じて公開しました。ホームページには、対象大学院の国際通用性を考慮し、認証評価結果の概要について、日本語²⁵⁾ばかりでなく、英語²⁶⁾、韓国語²⁷⁾、中国語²⁸⁾に翻訳したものを掲載しました。

書面調査の段階からどのような点が問題になり、どのような訪問調査を行い、その後どのようなプロセスを経て最終的な結論を得たかは、意見申立の内容とそれへの対応が認証評価結果報告書に詳しく記述されているため、透明性の高い認証評価を実現できたと評価しています。

²¹⁾ 資料3-1-3 訪問調査における面談での調査事項

²²⁾ 資料3-1-4 訪問調査スケジュール

²³⁾ 資料3-1-5 対象大学院に示した評価結果(案)

²⁴⁾ 資料3-1-6 認証評価結果報告書。意見申立の内容およびそれに対する審査会・評価委員会の対応は、この報告書に示したとおりです

²⁵⁾ 資料3-1-7 認証評価結果概要・日本語

²⁶⁾ 資料3-1-8 認証評価結果概要・英語

²⁷⁾ 資料3-1-9 認証評価結果概要・韓国語

²⁸⁾ 資料3-1-10 認証評価結果概要・中国語

3-2 平成29年度における第2回認証評価 (対象：ハリウッド大学院大学ビューティビジネス研究科)

● 第2回認証評価の経緯

第2回認証評価の経緯を次に示します。

平成28年9月	ビューティビジネス専門職大学院認証評価基準の改定および対象大学院に対する提示、自己評価担当者に対する説明
平成29年1月25日	ビューティビジネス大学院認証評価基準の変更届提出
平成29年4月26日	対象大学院から受審申し込み提出
平成29年6月29日	理事会にて評価委員承認
平成29年8月22日	評価委員研修会実施
平成29年8月31日	対象大学院から自己評価書等提出
平成29年9月13日	評価委員に対する書面調査依頼
平成29年9月14日	対象大学院から改善状況報告書提出
平成29年11月17日	対象大学院に対し、書面調査結果通知
平成29年12月13、14日	訪問調査実施
平成29年12月25日	対象大学院に対し、評価結果(案)通知
平成30年3月30日	「認証評価結果報告書」対象大学院に通知
平成30年3月31日	文部科学省に報告

○ 書面調査以降のプロセスの点検

書面調査は、対象大学院から自己評価書²⁹および根拠となる資料・データ(以下、「自己評価書等」)、「改善状況説明書³⁰」が提出された後、平成29年9月中旬から約1か月間行われました。

書面調査作業は、評価委員ごとに認証評価自己評価書等の内容を分析し、「認証評価ワークシートA表B表」(以下、「ワークシート」)に沿って、その結果を記述するもので、評価委員に対する書面調査の依頼文書³¹の中でその具体的な方法も繰り返し説明する(評価委員研修においても説明した)ことにより、作業の標準化を図っていました。その甲斐もあって、各評価委員の分析結果の集約が円滑に進みました。その後、ワークシートの内容を評価委員長がとりまとめ、平成29年11月17日に、訪問調査において学校責任者に対して確認すべき事項を対象大学院に通知しました。第1期における「認証評価シート」と異なり、ワークシートの内容³²はA表とB表に分かれており、学校責任者に事前

²⁹ 資料3-2-1 対象大学院提出「自己評価書」

³⁰ 資料3-2-2 対象大学院提出「改善状況説明書」

³¹ 資料3-2-3 評価委員に対する書面調査の依頼文書

³² 資料3-2-4 ワークシートの内容

に通知すべき情報（A 表）と、通知せずに訪問調査当日、予告なしに質問をすべき情報（B 表）を別々に管理できるため、対象大学院の学校責任者に対する通知を容易に識別できます。この方法の導入によって、各種の事務処理を大きく効率化できたと評価しています。

訪問調査は「訪問調査スケジュール³³」表を作成して、あらかじめ対象大学院および評価委員で共有していたため、平成 29 年 12 月 13 日から 14 日にかけて滞りなく実施されました。

認証評価結果のとりまとめについては、第 1 期の認証評価結果を受けた改善が各所においてなされたこともあり、第 2 期の評価で、特に改善を要する点は見当たらず、評価結果（案）³⁴はスムーズにとりまとめられ、平成 29 年 12 月 25 日、対象大学院に提示されました。これに対する意見申立はなく、評価委員会において最終的な確認を経て確定し、認証評価結果報告書³⁵としてとりまとめられました。

同報告書は、平成 30 年 3 月 30 日に対象大学院に通知し、かつ、ホームページを通じて公開しました。同時に、第 1 期と同様、ホームページには、対象大学院の国際通用性を考慮し、認証評価結果の概要について、日本語³⁶ばかりでなく、英語³⁷、韓国語³⁸、中国語³⁹に翻訳したものを掲載しました。また、文部科学省にも認証評価の経緯を著した文書⁴⁰を作成し、平成 30 年 3 月 31 日に報告しました。

以上のように、第 2 期の認証評価は、第 1 期に比して全体的にスムーズに進行することができました。対象大学院の改善に向けた努力とともに、第 1 期の経験を踏まえた当機構評価プロセスの改善が功を奏したものであると評価しています。

³³ 資料 3-2-5 訪問調査スケジュール
³⁴ 資料 3-2-6 対象大学院に示した評価結果（案）
³⁵ 資料 3-2-7 認証評価結果報告書
³⁶ 資料 3-2-8 認証評価結果概要・日本語
³⁷ 資料 3-2-9 認証評価結果概要・英語
³⁸ 資料 3-2-10 認証評価結果概要・韓国語
³⁹ 資料 3-2-11 認証評価結果概要・中国語
⁴⁰ 資料 3-2-12 第 2 回認証評価結果文部科学省説明

※3の「根拠となる資料・データ」一覧

第1回、第2回認証評価の実施に関わる資料・データは、対象大学院から自己評価書が提出された以降のものを示します。

・第1回認証評価実施時

- 資料3-1-1 対象大学院提出「自己評価書」
- 資料3-1-2 訪問調査の際貴大学院に確認したい事項
- 資料3-1-3 訪問調査における面談での調査事項
- 資料3-1-4 訪問調査スケジュール
- 資料3-1-5 対象大学院に示した評価結果（案）
- 資料3-1-6 認証評価結果報告書
(意見申立の内容およびそれに対する審査会の対応は、この報告書に示したとおりです)
- 資料3-1-7 認証評価結果概要・日本語
- 資料3-1-8 認証評価結果概要・英語
- 資料3-1-9 認証評価結果概要・韓国語
- 資料3-1-10 認証評価結果概要・中国語

・第2回認証評価実施時

- 資料3-2-1 対象大学院提出「自己評価書」
- 資料3-2-2 対象大学院提出「改善状況説明書」
- 資料3-2-3 評価委員に対する書面調査の依頼文書
- 資料3-2-4 書面調査～訪問調査ワークシートの内容
- 資料3-2-5 訪問調査スケジュール
- 資料3-2-6 対象大学院に示した評価結果（案）
- 資料3-2-7 認証評価結果報告書
(第2回認証評価では意見申立がありませんでした)
- 資料3-2-8 認証評価結果概要・日本語
- 資料3-2-9 認証評価結果概要・英語
- 資料3-2-10 認証評価結果概要・韓国語
- 資料3-2-11 認証評価結果概要・中国語
- 資料3-2-12 第2回認証評価結果文部科学省説明

4. 組織および運営の状況

● 認証評価機関となるまでの経緯

当機構は、専門職高等教育の発展に貢献する公益性の高い目的を掲げて設立を企図したことから、一般社団法人として設立されました。設立当初は、専門職高等教育の中でも、特に、ビューティビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関となることによって、ビューティビジネスの発展に貢献することを目的としていたため、その名称を「ビューティビジネス評価機構」として、平成23年2月18日に設立登記されました。

設立後直ちに、「ビューティビジネス大学院評価基準」を策定し、パブリックコメントの聴取等の手続きを経てその内容を確定し、平成24年1月16日、文部科学大臣に認証評価機関としての申請をしました⁴¹。その後、中央教育審議会の審議を経て⁴²、平成24年7月3日、中央教育審議会大学分科会認証の答申⁴³があり、同年7月31日に認証書の交付を得ました。設立から認証評価機関となるまでの経緯は次に示すとおりです。

平成23年2月18日	一般社団法人ビューティビジネス評価機構設立登記
平成23年3月17日	第1回理事会
平成23年4月	評価基準に対するパブリックコメント聴取
平成23年7月1日	第1回評価委員会（評価基準の決定）
平成24年1月16日	文部科学大臣に「認証評価機関申請書」提出
平成24年1月31日	中央教育審議会大学分科会諮問
平成24年2月15日	中央教育審議会大学分科会認証評価機関審査委員会第1回 （川口代表理事、長友理事、事務局長出席）
平成24年3月23日	申請内容の変更届け出
平成24年5月22日	中央教育審議会大学分科会認証評価機関審査委員会第2回 （川口代表理事、事務局長出席）
平成24年7月3日	中央教育審議会大学分科会認証の答申
平成24年7月30日	平成24年度第1回理事会評価委員会合同会議 評価基準一部改定、評価委員研修会実施
平成24年7月31日	文部科学大臣から「認証書」交付
平成24年7月31日	対象大学院（ハリウッド大学院大学）に対し、代表理事名により 「認証評価の受審について」発出

⁴¹ 資料4-1 文部科学省ホームページ 認証評価機関の認証について（諮問）
（一般社団法人ビューティビジネス評価機構）

⁴² 資料4-2 文部科学省ホームページ 一般社団法人ビューティビジネス評価機構の申請概要と
審議経過について

⁴³ 資料4-3 文部科学省ホームページ 認証評価機関の認証について（答申）（中教審第152号）

なお、認証評価機関としての認証を受けた後、ビューティビジネス分野に限らず、広く専門職高等教育の発展、質保証・向上を目的とした事業を営むことを指向した組織とすべく、平成26年9月24日（登記日）、法人の名称を「専門職高等教育質保証機構」と改め⁴⁴、現在に至っています。

● 認証評価の運営体制

当機構は、通常の一般社団法人と同様、オーナーに相当する社員が組織する「社員総会」があり、社員が選任する「理事」「監事」によって構成される「理事会」が事業運営を行っています⁴⁵。

社員総会も理事会⁴⁶も、定例のものは年に一度、6月または7月に実施しており、必要に応じて、臨時の社員総会や理事会を実施する体制となっています。理事会の事業運営方針をもとにした各種事務は、「事務局」がこれを担当しています。

また、理事会の直下には、「ビューティビジネス大学院評価委員会」が組織され、日常的に、認証評価における評価基準の検討を行い、5年に一度、認証評価を実施しています。評価委員は、「理事会」がこれを選任しています。

○ 認証評価の運営体制に関する点検

評価委員会が作成したビューティビジネス大学院評価基準案、評価委員の選任等については、定例または臨時の理事会における承認を経ています。当機構は、もともと、ビューティビジネス大学院を対象とした認証評価のみを営む団体として設立されたことから、評価委員を兼ねた理事による運営体制からスタートしており、そのことが、評価基準という認証評価の核となる要素を理事会自ら策定することにつながっています。このことは、専門職大学院認証評価という分野別認証評価の特長・メリットであると評価しています。

また、評価委員その他、認証評価に関わること以外も含めて、事業報告⁴⁷、事業計画⁴⁸を理事会に諮り、運営管理を行っており、適切な運営体制を築いているものと評価しています。

⁴⁴ 資料4-4 当機構定款（「専門職高等教育質保証機構」改称時）

⁴⁵ 資料4-5 組織図

⁴⁶ 資料4-6 役員名簿

⁴⁷ 資料4-7 理事会資料（平成29年度事業報告）

⁴⁸ 資料4-8 理事会資料（平成30年度事業計画）

● 運営状況

当機構は、設立時において、5年に一度、かつ、対象大学院が当面1つのみであるビューティビジネス専門職大学院の認証評価業務だけが存在する状況であったため、臨時職員によって構成される事務局が業務を遂行していました。この状況は、平成26年度を迎えるころまで続いていましたが、専修学校職業実践専門課程の第三者評価モデル事業（文部科学省生涯学習政策局の委託事業）の実施を担当することなどをきっかけとして、広く専門職高等教育の発展に資する諸事業を営む事業体に変わりつつあります。ホームページにおいても、次のような事業を挙げ、これらの事業の趣旨に賛同する会員（専門職高等教育機関）を募って会費を徴収するなど、事業の安定的推進につとめています⁴⁹。

- ✓ 第三者評価一般
- ✓ 質保証・向上支援
 - ・ 各種セミナー・イベントの実施
 - ・ 質保証リテラシー向上支援
 - ・ 評価者育成
- ✓ 国際連携
- ✓ 文部科学省委託事業の実施
- ✓ オンライン学修システム構築

○ 運営状況に関する点検

各種事業の展開により、収益規模は一定の水準を獲得できるようになってきました⁵⁰。しかし、平成30年9月現在ではまだその規模や安定性は十分とはいえないため、正規職員の雇用は今後の課題と認識しています。

ビューティビジネス大学院の認証評価を安定的に実施する体制は確立できているけれども、専門職高等教育全般の発展に資する事業を安定的に進めるためには、当機構の活動を広範に周知することが必要不可欠であると考えています。

⁴⁹ 資料4-9 事業案内（ホームページより）

⁵⁰ 資料4-10 直近期の決算報告書（平成29年度）（一部）

※4の「根拠となる資料・データ」一覧

資料4-1 文部科学省ホームページ

認証評価機関の認証について（諮問）（一般社団法人ビューティビジネス評価機構）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1315883.htm

資料4-2 文部科学省ホームページ

一般社団法人ビューティビジネス評価機構の申請概要と審議経過について

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1323666.htm

資料4-3 文部科学省ホームページ

認証評価機関の認証について（答申）（中教審第152号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1323496.htm

資料4-4 当機構定款（「専門職高等教育質保証機構」改称時）

資料4-5 組織図

資料4-6 役員名簿（平成30年9月30日現在）

資料4-7 理事会資料（平成29年度事業報告）

資料4-8 理事会資料（平成30年度事業計画）

資料4-9 事業案内（ホームページより）

資料4-10 直近期の決算報告書（平成29年度）（一部）